

年 月 日

森林管理（支）署長 殿

申請者 住所
氏名（名称）
連絡先

高山植物等採取申請書

下記のとおり、国有林野において高山植物等を採取したいので、申請します。

記

1 採取場所

2 採取目的

3 採取植物の種類

4 採取必要量、その理由及び採取により予想される植生への影響

5 採取期間 自 年 月 日 至 年 月 日

6 採取者 ☐ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校において植物を研究する職員
☐ 大学の学生で植物学を修習する者
☐ 植物学を専門に研究する者
※該当するものに☑を記入して下さい。

7 誓約事項

- （1）高山植物等の採取にあたっては、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）等関係法令を遵守し、これに基づく必要な手続を行います。
- （2）採取を行う具体的な日時は、事前に森林管理（支）署へ連絡します。
- （3）採取時に、他の草木類に損傷を与えないよう十分注意します。また、植生の踏みつけを最小限にするとともに、採取跡地を整えます。
- （4）採取地点は、国有林野の風致の維持に影響を及ぼさない場所とします。
- （5）国有林野及び産物その他に損害を加えた場合は、森林管理（支）署職員の指示に従い、原状回復又は弁償金を納付します。
- （6）別紙、入林に際しての遵守事項を遵守します。

8 添付資料

- （1）採取者の資格が分かる証明書及び採取計画（目的の詳細）が分かる資料（森林管理（支）署が必要と認める場合に限る）

- (2) 採取者名簿（申請者の他に採取者がいる場合に限る。）
- (3) 自然公園法第 26 条第 3 項又は第 21 条第 3 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）
- (4) 種の保存法第 10 条第 1 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）
- (5) 森林法第 34 条第 2 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）
- (6) 文化財保護法第 125 条に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）
- (7) 自然環境保全法第 17 条第 1 項ただし書きに規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）
- (8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 7 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）

【別紙】

【入林に際しての遵守事項】

入林される際は、下記の事項について入林者全員へ周知し確実に遵守されるよう対応をお願いします。

記

一般的な事項について

- 入林は、自己責任が原則です。天候や現地の情報を確認し、十分な装備で入林してください。
- 悪天候時には滑落、落石、倒木、崩壊等の危険性が高まるため、入林を控えてください。
- 当森林管理署等職員が高山植物等採取許可証の提示を求めることがありますので、入林の際には同許可証を携行するとともに、森林管理署等職員の指示に従ってください。車両を使用して入林する場合には、同許可証をダッシュボードなどの見える位置に置いてください。
- 立入制限の標示がある区域には、立ち入らないでください。
- 国有林内での火気の取り扱いには十分注意してください。たき火、タバコの投げ捨ては行わないでください。
- ごみは必ず持ち帰ってください。不法投棄には厳しい罰則が設けられています。
- 林道のゲートや鍵は絶対に壊さないでください。（※器物損壊罪が適用される場合があります。）
- 動植物の保護に御協力ください。

その他

- 立木の伐採、損傷及び土地の形質変更を行う場合、許可が必要です。無断でこれらの行為を行った場合には法により罰せられることがあります。
- 万が一、事故や災害に遭った場合には一切の責任を負いかねますので、御了承ください。

特記事項

※車両により入林される方、複数人での入林を計画されている方、調査等を目的として入林される方は裏面も御覧ください。

車両により入林される方へ

林道は道幅が狭い上、見通しも悪く、落石や土砂崩れなど危険の恐れがありますので、次の事項を遵守し、通行願います。

- ・林道を運転される場合は、スピードを落として安全運転をお願いします。
- ・カーブは徐行し、クラクションを鳴らすなど、出会いがしらの衝突に注意するとともに、昼間でもヘッドライトを点灯するなど、対向車に注意しながらの運転に努めてください。
- ・林道上は駐車禁止です。駐車する必要がある場合は、他の車両通行を妨げないよう待避所・車回し場所等に駐車してください。
- ・林道の安全が確保できない場合や、当署等の事業実行に支障がある場合はゲートを閉鎖・施錠しています。通行禁止となっている林道には、絶対に車両を乗り入れないでください。

複数人での入林を計画されている方へ

- ・参加者の安全には十分配慮し、事故等が発生しないよう気をつけてください。
- ・参加者に万一事故が発生した際のことを考慮し、緊急時の体制を整えてください。

調査研究活動等を目的として入林される方へ

- ・調査研究用試料等の採取を行う場合には、必要最小限度に留めてください。なお、高山植物等の採取を行う場合には、別途申請書を提出してください。
- ・調査中は森林管理署等へ入林届をして調査していることが第三者にわかるように表示してください。特に一般の方の立ち入りを禁止している場所で作業する際は、標識や腕章等を用いて、承諾を受けていることがわかるようにし、第三者が入り込まないような対応をお願いします。
- ・使用した機材、標識等は、調査研究活動が終わり次第撤去してください。